

学校感染症による欠席報告書

出席停止期間	(開始)	(終了)
	年 月 日()~	年 月 日()まで
医療機関名等	市	医院・病院
	医師名()	

分類	○印	学校感染症	出席停止期間の基準
第1種		病名()	治癒するまで
第2種		インフルエンザ()型	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風疹	発しんが消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種		コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス、パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
その他の感染症		感染性胃腸炎	学校医その他の医師において出席停止の必要があると認められる期間
		マイコプラズマ感染症	
		溶連菌感染症	

<第1種学校感染症>
 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウィルスに限る) ・中東呼吸器症候群(MERSコロナウィルスに限る) ・特定鳥インフルエンザ

医師により、学校感染症に罹患しているため、上記の期間、登校しないように指示されたので報告します。

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者署名